

令和4年9月 22 日

会員事業所 各位

伊丹商工会議所

チェンバーズ共済「ス (あい)」

新型コロナウイルス感染症における宿泊療養・自宅療養(いわゆる「みなし入院」)による
「病気入院見舞金」のお支払い対象変更について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当所福利厚生事業に、格別のご理解とご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当所ではチェンバーズ共済「ス (あい)」(以下、生命共済制度と称す)加入者が新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅または宿泊施設で医師等の管理下で療養をされた場合は、「入院」として取り扱い、当所生命共済制度に付加された独自の給付制度として“病気入院見舞金”のお支払い対象(以下、「みなし入院」と称す)としておりましたが、2022年9月26日(月)以降の「みなし入院」のお取り扱いについて以下の通り変更させていただきます。

当所では、一刻も早くコロナ禍が終息し、会員の皆様が安心して事業活動に取り組むことのできる日々が戻ってくることを心から願っております。当所生命共済制度ご加入の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

謹白

記

① 「みなし入院」の取り扱いの内容

2022年9月26日以降に、医師により「新型コロナウイルス感染症」と診断され、自宅または宿泊施設にて療養をした場合、「病気入院見舞金」をお支払いする取り扱いの対象を「重症化リスクの高い方(※)」とします。

(※)以下の方をいいます。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊娠中の方

<参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース	診断年月日	
	2022年 9月25日以前	2022年 9月26日以降
入院された場合	○お支払い対象	
自宅、宿泊施設にて療養された場合 (特別取り扱い)	重症化リスクの高い方	○お支払い対象
	上記以外の方	○お支払い対象 ×お支払い対象外

② 今般の取り扱いに至った背景等

2020年4月より、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病床ひっ迫等の事情により入院することができないご加入者様に対して、自宅または宿泊施設にて療養が行われた場合についても、「みなし入院」として「病気入院見舞金」のお支払いの対象としてまいりました。これは「入院」の定義には該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等をふまえ、ご加入者様の生活に少しでも安心をお届けすべく、時限的な取り扱いとして特別に開始したものです。

今般、政府は感染者の氏名や年齢を保健所へ報告するよう求める発生届の範囲を、2022年9月26日以降、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定することとしました。

こうした状況変化をふまえ、発生届の対象とならない方における入院の必要性や政府における措置等に鑑み、2022年9月26日以降の「みなし入院」の適用範囲について、この度の取り扱いといたします。

※「入院」の定義(伊丹商工会議所「見舞金・祝金制度」規約参照)
 医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

以上

【お問い合わせ先】
 伊丹商工会議所
 事業管理課 共済制度担当
 電話:072-775-1221